

Actus Newsletter

所得税に係る令和 8 年度税制改正のポイント



所得税関連の令和 8 年度税制改正の内容としては、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直しが注目されていますが、個人の資産形成や一定の高所得者の税負担に関わる制度についても重要な改正が行われております。国税庁から、税制改正に関連する通達等も公表され、改正内容を実務的な視点から確認できるようになってきました。そこで今回は、所得税に係る令和 8 年度税制改正のポイントについて解説していきます。

■所得税の基礎控除と給与所得控除の見直し

●現行制度の概要

所得税の**基礎控除**は、合計所得金額に応じて所得から差し引くことができる控除で、改正前は原則として**58 万円**でした。給与所得控除は、会社員などの給与収入から一定額を必要経費相当額として控除して所得を計算できる制度で、改正前の**最低保障額**は**65 万円**となっていました。

●改正の内容

所得税の基礎控除の本則部分が 58 万円から**62 万円**に引き上げられます。さらに、令和 8 年分および令和 9 年分については、中低所得者を対象とした特例が拡充され、基礎控除額は所得に応じて**最大 104 万円**となります。給与所得控除については、**最低保障額**が**69 万円**に引き上げられるとともに、令和 8 年および令和 9 年分は 5 万円の特例加算が行われ、**最低保障額**は**74 万円**となります。

●改正のポイント

今回の基礎控除と給与所得控除の引上げにより、**給与所得者**の所得税が課税され始める給与収入の目安は、最大で**178 万円**まで引き上げられます。また今回の改正は令和 8 年分の所得税から適用され、令和 8 年 12 月に行う**年末調整**から反映されます。

■未成年者への NISA 制度拡大(こども NISA の創設)

●現行制度の概要

NISA 制度は 2014 年の制度開始以後、適宜制度の見直し(一般 NISA、ジュニア NISA など)が行われ、2024 年 1 月より現行の新 NISA が利用可能となっています。この新 NISA では**年間投資枠**や**非課税限度額**が**大幅に拡充**され、**非課税保有期間が無期限**になるなどの改正内容でしたが、ジュニア NISA は 2023 年末で廃止となり、現行の NISA 制度では 18 歳未満の NISA 口座を開設することができませんでした。

●改正の内容(令和 9 年以後の各年より適用)

次世代の長期的な**資産形成**を支援し、教育資金や住宅取得資金等の将来資金の準備を促進する観点から、「**つみたて投資枠**」に限り、未成年者の**NISA 口座(以下こども NISA)**が**開設可能**となりました。

●改正のポイント

こども NISA では、現行の新 NISA と比べ利用範囲が一定程度制限されています。年間投資枠が**60 万円**、非課税保有限度額が**600 万円**で、投資対象も**一定の投資信託**に限られます。

また、投資で得た金銭の引出しにおいても、**12 歳未満**は原則引出し**不可**(災害時などの例外を除く)、12 歳以降では、学費等での利用に限り、引出しに関する子供の同意書や金融機関への**届出書を準備**の上で引出しが可能となります。

なお、こども NISA の**投資資金**を親や祖父母が用意する場合、親や祖父母より**未成年者へ贈与**しているとみなされる場合があります。こども NISA 口座の運用資金の 60 万円とは別に贈与しているものがあるときは、贈与税が課税される可能性(暦年課税の非課税限度額は 110 万円)に注意が必要です。

つみたて投資枠			成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1,800万円	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件※の下、12歳以降は引出しが可	制限なし	制限なし

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が引出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

出典: 2025 年 12 月金融庁「令和 8(2026)年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目

■ミニマムタックス制度の課税強化

●現行制度の概要

ミニマムタックス制度(きわめて高い水準の所得に対する負担の適正化措置)は、所得税が**累進税率**(最大45%)であるにもかかわらず、**高額所得者**のうち株式譲渡益や配当所得など、申告分離課税の適用を受ける所得の割合が高い場合に**税負担が軽減**されている方に対して、課税の公平性の観点から、通常の所得税額が一定水準を下回る場合に追加負担を求める制度になります。

区分	内容
①原則的な計算	現行の所得税法に基づいて計算された税額
②最低負担額	「(基準所得金額-特別控除額)×最低税率」によって計算された税額
③追加負担額	②-①の差額分を負担すべきことになります。(②>①の場合)

基準所得金額:総所得金額及び分離課税の各所得の合計額

特別控除額 :3.3 億円(改正あり) 最低税率:22.5%(改正あり)

●改正の内容(令和9年以後の所得税より適用)されます。

特別控除額「**3.3 億円→1.65 億円**」へ、最低税率「**22.5%→30%**」へ改正されたことにより、対象となる高額所得者の範囲が拡大され、最低税率の引き上げが行われます。

●改正のポイント

株式や不動産の売却により一時的に**多額の所得**が生じる年度や、金融所得の割合が高い方は、追加の所得税負担が生じる可能性があることから、**申告不要**とした上場株式等の所得も含め、事前に試算し影響を確認することがポイントとなります。

また今回の改正によって、おおよそ**6 億円の所得**となる場合に、ミニマムタックス課税による追加納税が発生する可能性があります。申告実績に基づく各所得金額と実質負担率(所得に対する税額の割合)によると、改正前は約30億円の所得発生時に影響がでるケースが多かったですが、今回の改正では約6億円の所得発生時に影響がでる試算がされており、高所得者の内、より多くの方で改正前よりも追加税額の発生が想定されることとなります。

■ふるさと納税の控除限度額の見直し

●現行制度の概要

ふるさと納税とは、**自治体へ寄附**を行うことで、**自己負担額 2,000 円**を除いた寄附額について**所得税・住民税の控除**を受けられる制度です。その内、住民税(特例控除)の限度額は、「**住民税所得割額の 2 割**」として設定されていますが、**所得額によって控除限度額が変動**する仕組みであり、**高所得者はより多くの控除**を受けることができる制度であったため本改正で定額上限が設定されました。

●改正後の限度額の算定方法(住民税からの控除(特例分))(令和10年分以後の個人住民税より適用)

改正後は、現行の「(住民税所得割額)×20%」又は「**道府県民税 77 万 2 千円・市町村民税 115 万 8 千円**(指定都市の場合はそれぞれ 38 万 6 千円・154 万 4 千円)の計 **193 万円**」の**いずれか低い金額が、控除限度額**とされることになります。

●改正のポイント

改正後は、所得金額に関わらず、**193 万円の限度額**が設けられることになるため、改正前に多額のふるさと納税を行っていた方は控除を受けられない部分が発生してしまう可能性があります。また株式や不動産の売却で**所得が一時的に増えた年**も、寄附額を増やすと控除しきれない可能性があります。

また、今回の改正で自治体がふるさと納税で得た寄附額のうち、**自治体運営の財源**とすべき**割合**が段階的に**引き上げられる**ことになります。よって、**返礼品**の内容も**縮小**されることが想定されます。自治体によっては同額の寄附でも過去の返礼品内容と変わるケースも出てくるため、例年同じ自治体に寄附をされている方は、一度内容の再確認をされる必要があります。

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】	東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F	TEL:03-3224-8888
【立川事務所】	東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F	TEL:042-548-8001
【大阪事務所】	大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F	TEL:06-6676-8172
【長野事務所】	長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F	TEL:0265-59-8070
【名古屋事務所】	愛知県名古屋市中丸の内2-19-32パインツリー丸の内	TEL:052-228-7845
【京都事務所】	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101UN四条烏丸ビル7F	TEL:075-279-4238

<https://www.actus.co.jp>

info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

